

令和6年度射水市福祉有償運送運営協議会 次第

日時：令和6年8月28日（水）午後1時30分

場所：射水市役所本庁舎3階 会議室302・303

1 開会

2 挨拶

3 会長及び副会長の選出

4 報告事項

（１）射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

資料1

（２）令和5年度特定非営利活動法人ふらっと福祉有償運送実施状況

資料2

5 その他

6 閉会

1 射水市福祉有償運送の経過及び現状報告

(1) 射水市福祉有償運送の経過

月 日	経 過
平成17年 8月 8日	小杉町福祉有償運送等運営協議会委員委嘱 第1回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成17年 8月29日	第2回小杉町福祉有償運送等運営協議会
平成17年10月 7日	NPOふらっと有償運送許可申請書提出
平成17年10月12日	NPOふらっと有償運送許可 (期間：平成19年10月11日まで)
平成17年11月 1日	射水市発足、運営協議会設置要綱施行
平成18年 1月 5日	NPOふらっと福祉有償運送事業開始
平成19年 2月 5日	NPOふらっと有償運送登録 (登録有効期間：平成19年10月11日)
平成19年 3月14日	第1回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成19年10月 1日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成22年10月11日)
平成20年 6月 4日	第2回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成22年3月31日まで) ・協議事項：運送に係る対価の改正について ・報告事項：車両の増車について
平成21年 6月17日	第3回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成22年 6月29日	第4回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成24年3月31日まで) ・協議事項：更新登録について
平成22年10月 7日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成25年10月11日)
平成23年 6月28日	第5回射水市福祉有償運送等運営協議会 ・協議事項：複数運送について ・報告事項：福祉有償運送運転者講習受講者報告
平成24年 6月27日	第6回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成26年3月31日まで) ・協議事項：発着地等について
平成25年 6月25日	第7回射水市福祉有償運送等運営協議会
平成25年10月 1日	NPOふらっと有償運送登録(更新) (登録有効期間：平成28年10月11日)
平成26年 6月10日	第8回射水市福祉有償運送等運営協議会 (委員委嘱：平成28年3月31日まで)

月 日	経 過
平成 27 年 7 月 7 日	第 9 回射水市福祉有償運送運営協議会 ・協議事項：セダン型（ワンボックス型）について
平成 28 年 9 月 23 日	第 10 回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成 30 年 3 月 31 日まで） 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：平成 31 年 10 月 11 日）
平成 30 年 3 月 23 日	第 11 回射水市福祉有償運送運営協議会
平成 30 年 10 月 3 日	第 12 回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：平成 32 年 3 月 31 日まで） ・協議事項：登録車両台数について（3 台→4 台）
令和 元年 9 月 4 日	第 13 回射水市福祉有償運送運営協議会 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和 4 年 10 月 11 日）
令和 2 年 10 月 12 日	第 14 回射水市福祉有償運送運営協議会 （委員委嘱：令和 4 年 3 月 31 日まで）
令和 3 年 11 月 8 日	第 15 回射水市福祉有償運送運営協議会
令和 4 年 10 月 7 日	第 16 回射水市福祉有償運送運営協議会（書面開催） （委員委嘱：令和 6 年 3 月 31 日まで） 特定非営利活動法人ふらっと有償運送登録（更新） （登録有効期間：令和 7 年 10 月 11 日）
令和 5 年 11 月 22 日	第 17 回射水市福祉有償運送運営協議会

(2)障がい者及び要介護高齢者の現状

ア 人口及び障がい者の推移（人）

各年4月1日現在

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	93,343	92,867	92,689	92,130	91,455	91,067	90,669
身体障がい者	3,600	3,557	3,492	3,429	3,346	3,288	3,185
知的障がい者	675	690	705	719	733	757	686
精神障がい者	480	524	586	600	709	737	791
手帳交付者計	4,755	4,771	4,783	4,748	4,788	4,782	4,662

総人口に対する割合... 5.1%

イ 身体障害者手帳交付者数（人）

令和6年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	54	48	9	13	23	11	158
聴覚機能障害	23	68	52	51	2	153	349
平衡機能障害	0	1	3	0	2	0	6
音声・言語・咀嚼機能障害	1	2	16	20	0	0	39
肢体不自由	284	312	284	379	112	70	1,441
心臓機能障害	327	13	252	180	0	0	772
腎臓機能障害	188	2	12	0	0	0	202
呼吸器機能障害	4	0	21	6	0	0	31
膀胱・直腸機能障害	1	0	9	152	0	0	162
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0	1
肝機能障害	12	2	2	1	0	0	17
その他内部障害	1	3	3	0	0	0	7
合計	895	451	663	803	139	234	3,185

ウ 療育手帳交付者（人）

令和6年4月1日現在

障害区分	A (重度)	B (中・軽度)	合計
	216	470	686

エ 精神保健福祉手帳交付者（人）

令和6年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	合計
	64	493	234	791

オ 介護保険認定者数（人）

令和6年3月31日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人数	586	578	1,147	944	808	810	522	5,395

カ 射水市福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付者（人）

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
身体障がい者	291	278	267	258	261	264	261
知的障がい者	38	54	47	48	43	51	49
精神障がい者	9	7	6	6	8	12	11
合計	338	339	320	312	312	327	321

キ 射水市高齢者等車いす対応タクシー券の利用者（人）

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	259	247	255	272	310	314	332

ク 移送サービス事業利用者（人）

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数	1,321	1,198	1,054	1,045	1,114	1,150	1,072

【制度の概要】

○ 射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券の交付

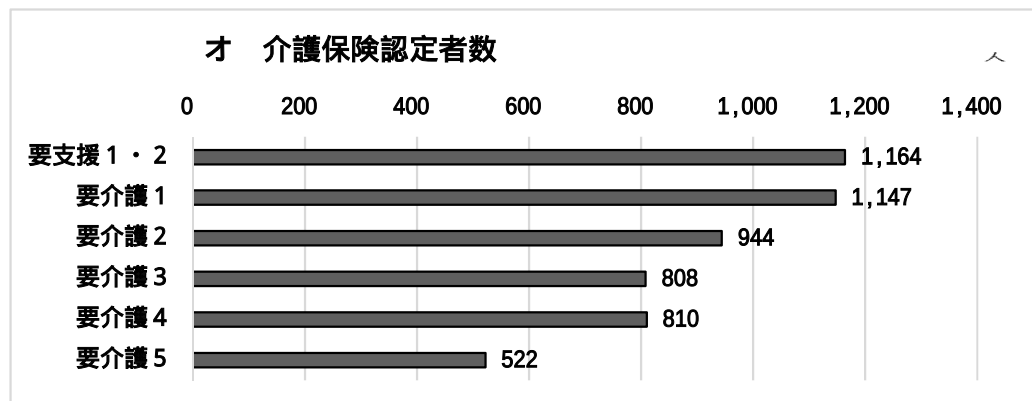
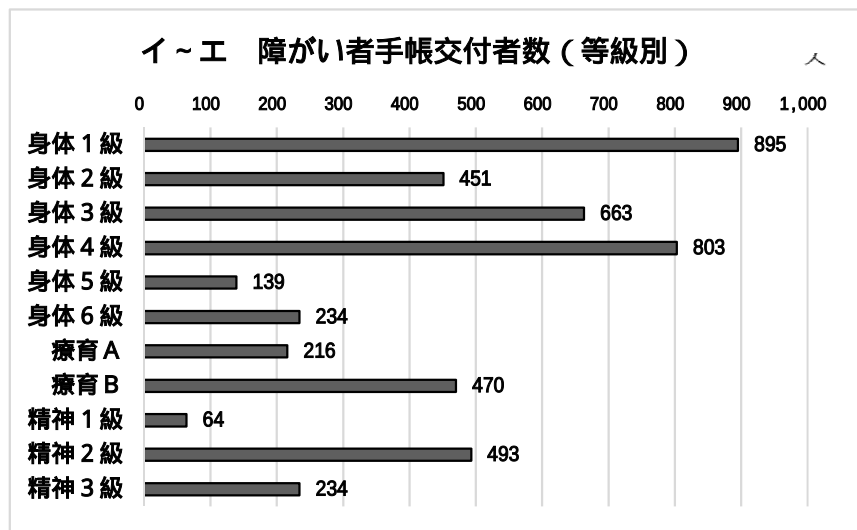
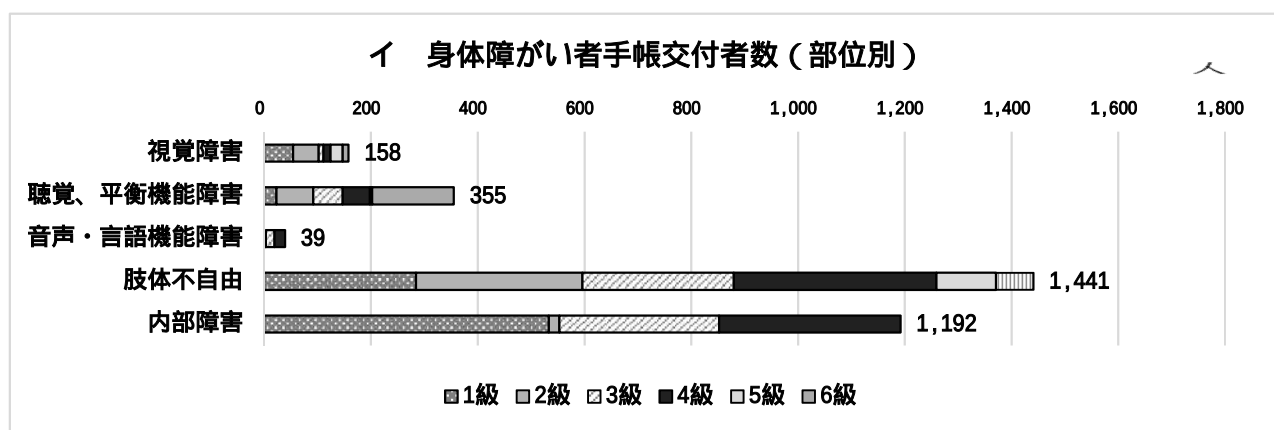
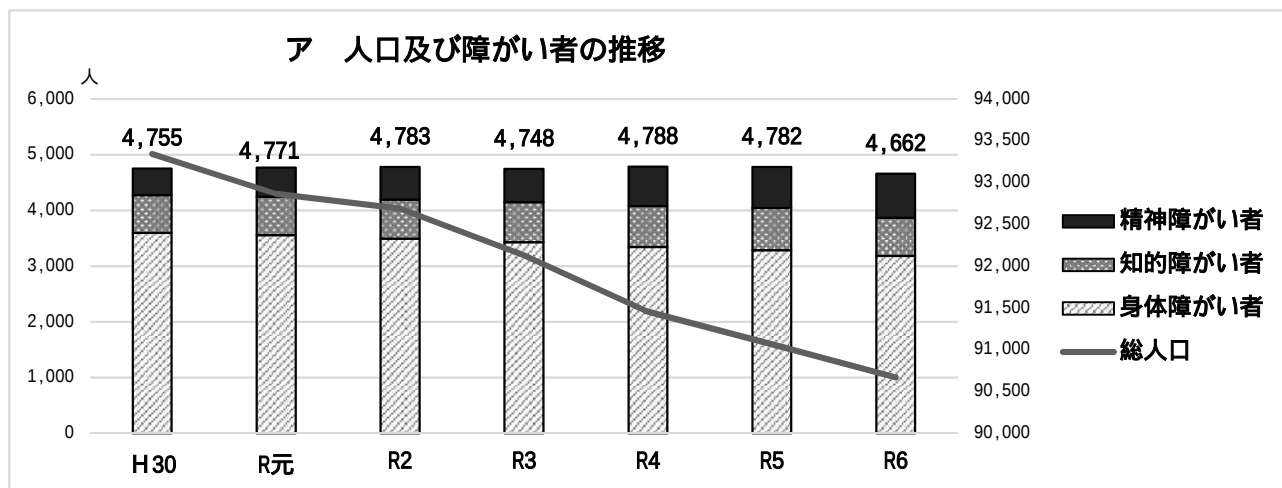
対象者	当該年度の4月1日現在、射水市に住所がある次のいずれかの手帳所持者 ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級
内 容	福祉タクシー利用券 年間6,000円（100円券12枚、400円券12枚）又は 福祉ガソリン給油券 年間3,000円（1,000円券3枚）
制 限	「高齢者等車いす対応タクシー券」、「移送サービス事業」、「射水市中心身障がい児通園通院等介護助成金」を受けている方は対象外

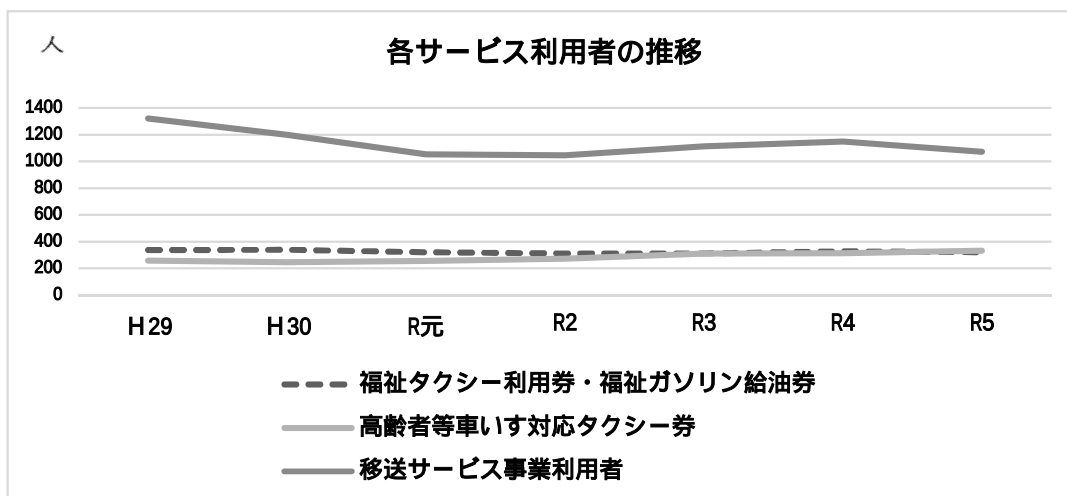
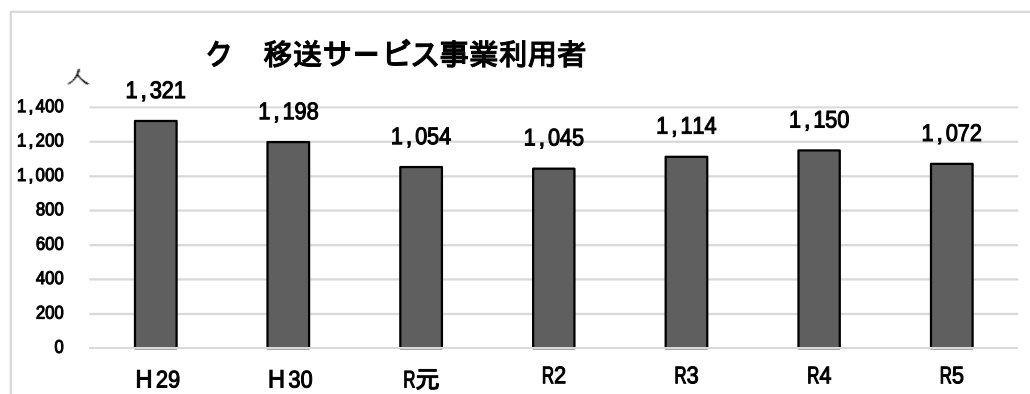
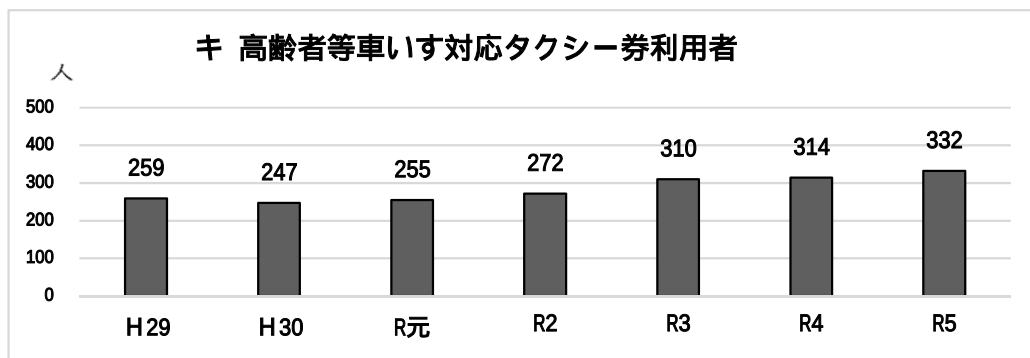
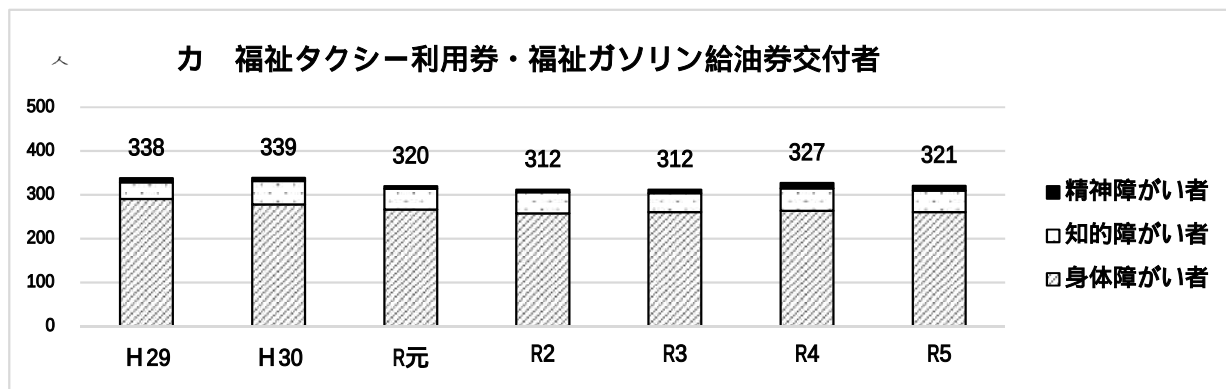
○ 射水市高齢者等車いす対応タクシー券の交付

対象者	外出時に車いす又はストレッチャーを利用している在宅の要介護高齢者
内 容	500円券を1か月当たり6枚（年間72枚）
制 限	介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外 「射水市福祉タクシー利用券、福祉ガソリン給油券」、「移送サービス事業」を受けている方は対象外

○ 移送サービス事業

対象者	市内に居住し、通院時等に公共交通機関等を利用することが困難で、かつ、 家族等による送迎が困難な者で、次のいずれかに該当する者 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A・B 精神障害者保健福祉手帳1・2級 要介護1以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯
内 容	医療機関の通院等に係る送迎サービス ・射水市、高岡市及び富山市（片道概ね20km以内） ・月4回（片道1回）まで
利用料	タクシー乗車料金の概ね1割
制 限	介護保険の利用者負担割合が2割以上の方は対象外





令和5年度 特定非営利活動法人ふらっと 福祉有償運送実施状況

1 会員登録状況

会員登録状況については、前年度より若干増加している。市全体の療育手帳所持者686人に対し、登録者の割合は7.7%となっている。

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(人)

市町村	令和5年度 登録者	療育手帳所持者 及び知的障害に 準じる者	令和4年度 登録者	令和3年度 登録者
射水市	53	53	49	49
高岡市	10	10	10	10
富山市	10	10	8	8
砺波市	1	1	1	1
合計	74	74	68	68

2 サービス実施状況

令和5年度の利用件数、距離数、利用料は、前年度に比べ減少している。

	件数	距離 (Km)	利用料 (円)	主な運送先
令和5年4月	66	532	42,800	・利用者自宅 ・しらとり支援学校 ・富山総合支援学校 ・富山聴覚総合支援学校
5月	74	630	51,200	
6月	85	709	55,600	
7月	64	519	42,000	
8月	32	226	20,800	
9月	78	711	55,600	
10月	74	617	47,600	
11月	59	493	38,000	
12月	62	483	37,600	
令和6年1月	64	541	43,600	
2月	68	561	42,400	
3月	67	530	43,600	
合計	793	6,553	520,800	
令和4年度実績	871	6,776	556,400	
増減	78	223	35,600	
令和3年度実績	811	4,629	466,400	
令和2年度実績	689	5,745	536,000	

3 経費報告書

令和5年度に使用した車両は3台だが福祉有償運送のみの利用ではないため、ガソリン代や保険等の経費は利用者の割合により1/2として計上している。利用料収入で不足する費用約75万円は自主財源で補填している。

■ 収入の部

(円)

項目	金額	内訳
利用料収入	520,800	各月については実績のとおり
補填金	756,989	ふらっとの自主財源 (令和4年度補填金 723,899円)
合計	1,277,789	

■ 支出の部

(円)

項目	金額	内訳		
ガソリン代	352,717	ヴォクシー	252,282	$\times 1/2 = 126,141$
		シエンタ	197,970	$\times 1/2 = 98,985$
		エスクァイア	255,181	$\times 1/2 = 127,591$
保険	154,320	ヴォクシー	105,120	$\times 1/2 = 52,560$
		シエンタ	83,280	$\times 1/2 = 41,640$
		エスクァイア	120,240	$\times 1/2 = 60,120$
メンテナンス料	770,752	ヴォクシー	リース、修理等	624,050 $\times 1/2 = 312,025$
		シエンタ	リース、修理等	630,362 $\times 1/2 = 315,181$
		エスクァイア	リース、修理等	287,092 $\times 1/2 = 143,546$
合計	1,277,789			

4 報告事項

■ 交通事故の有無

福祉有償運送業務中に交通事故は発生していない。

■ 苦情の有無

福祉有償運送に関する苦情の申し立てはない。

5 ローカルルール

no	項目	国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備 考
1	運転者の要件	第一種運転免許を受けている者でセダン型車両を使用する場合は、次の要件のいずれかを備える者としてすること。 イ．介護福祉士 ロ．国土交通大臣が認定するセダン等運転講習を修了していること。 ハ．（社）全国乗用自動車連合会等が行う、ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。 ニ．訪問介護員など		1回以上運転者講習を受講している。 （2年に1回の義務付けはないが、自主的に行うことは妨げない。）
2	車両	乗車定員11人未満の寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等。 ただし、セダン型を使用する場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせる。	第8条 (1)車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 (2)回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 (3)セダン型(ワンボックス型)	平成27年度協議会でセダン型（ワンボックス型）の追加承認（H27.7.23施行）
3	運送しようとする旅客の範囲	身体障害者福祉法に規定する身体障害者 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者	第3条 射水市内及びその周辺に居住する療育手帳保持者（児）又は療育手帳交付該当者に準じる者（児）であらかじめ登録した会員及びその付添人とする。	
4	協議会	運営協議会の議決方法を定めること。（全会一致、多数決等、方法について決まりはない。） 運営協議会は公開で行うこと（議事概要の公開でも可）。	協議が整わなかった場合の対応については、射水市福祉有償運送運営協議会条例で規定している。 （第4条第4項 会長は、福祉有償運送の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指名する。）	協議会資料及び議事録をHPで公開
5	運送の対価	運送の対価は、原則として、イ．距離制、ロ．時間制、ハ．定額制から選択する。 運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた対価を設定できる。 対価の水準の目安 イ．タクシー運賃の約8割 （令和5年12月28日通達改正） ロ．運送の対価以外の対価は、実費の範囲内 ハ．利用者間の公平を失するような対価の設定となっていない等	第13条 距離5キロメートルごとにつき400円とする。	平成20年度協議会で対価の変更承認（H30.6.1施行）

ローカルルールが解消されたもの

		国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送実施要綱	備 考
	運送の区域	発地又は着地が運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域	第7条 運送の発地又は着地が「射水市内」にあること	平成25年度協議会で、発着地「ふらっと」「射水市内」に変更承認（H25.10.12施行）

参考

運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について
（平成21年5月21日国自旅第34号自動車交通局旅客課長通達より）

1. 運営協議会において、当該地域における移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況等を踏まえ、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われ、合理的な理由に基づいて合意され、設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。
2. しかしながら、例えば、
一度定められたローカルルールについて、その前提となる状況が変化しているにも拘わらず、長期間、見直すことがない
個別の事例につき適用された取り扱いを、他の事例の内容を吟味せず、地域で一律のローカルルールとして適用する
といった取り扱いであって、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えることとなっているものは適当ではない。
3. このため、このようなローカルルールについては、移動制約者の状況、タクシー等の公共交通機関の整備状況、自家用有償旅客運送の運営実態等について適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要がある。
4. また、平成18年10月1日の改正道路運送法の施行前に定められたローカルルールが現在においてそのまま適用されているものについては、現行制度に照らし、その合理性について検証を行い、必要な見直しを行うことも必要である。